

鹿 児 島 県 公 報

令和3年6月8日（火）第215号の4



鹿児島県

発行 鹿児島県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編集 総務部学事法制課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

○鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則（※）

（くらし共生協働課取扱い） 1

規 則

鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月8日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第42号

鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年鹿児島県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「公告」を「公表」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「の規定によるインターネットの利用」を「（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第3条の2第3項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第22条第2項中「法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類（同項第2号に掲げる書類にあっては、既に当該書類を提出している場合でその内容に変更がないときは、その旨を記載した書類）」を「同項本文に規定する書類」に改める。

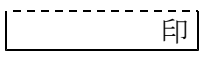
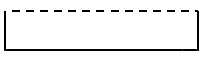
第23条第2項中「又は第4項」を削る。

別記第1号様式中「印」を削る。

別記第1号様式の2中「印」を削り、「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

別記第2号様式から別記第11号様式までの規定中「印」を削る。

別記第11号様式の2中「印」を削り、「規程」を「規定」に改める。

別記第13号様式及び別記第14号様式中「印」を「」に改める。

別記第15号様式及び別記第16号様式中「印」を削る。

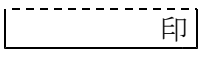
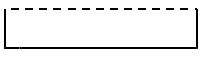
別記第17号様式を次のように改める。

第17号様式（第22条関係）

認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

年 月 日 鹿児島県知事 殿	主たる事務所の所在地	電話番号 ()			
	(フリガナ)				
	名 称				
	(フリガナ)				
	代表者の氏名				
認定（特例認定）の有効期間		事業年度			
年 月 日から		年 月 日から			
年 月 日まで		年 月 日まで			
特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、以下の書類を提出します。					
提出書類		チェック欄	提出書類	チェック欄	
(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 提出しない場合 最後に役員報酬規程を提出した事業年度 (年度) 最後に職員給与規程を提出した事業年度 (年度)			④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（イに係る部分を除く。） イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項		
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）第32条第1項各号に掲げる事項を記載した書類 〔特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。〕			⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項			(3) 特定非営利活動促進法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに同法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類 認定基準等チェック表（第3表） ※ 「ロ」の欄の記載は必要ありません。 「役員状況」第3表付表1 監査証明書又は「帳簿組織の状況」第3表付表2		
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 イ 役員等との取引					
③ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日				認定基準等チェック表（第4表）（初葉） 認定基準等チェック表（第5表） 認定基準等チェック表（第7表） 欠格事由チェック表	

別記第18号様式及び別記第19号様式中「印」を削る。

別記第20号様式中「」を「」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年6月9日から施行する。ただし、第23条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。